

第 43 回世界遺産委員会決議に対する対応（案）について

第 41 回世界遺産委員会決議(2017.7)	それに対する保全状況報告(2018.11)	第 43 回世界遺産委員会決議(2019.7)
<p>【決議項目 3】 資産内に季節的に来遊するトドの絶滅危惧亜種の駆除について、締約国が順応的かつ予防的なアプローチにコミットしていることを評価して留意し、その上で締約国に対し、信頼できる年間採捕上限数の設定にはデータ及び手法面での多大な課題があることに照らし合わせ、同種の駆除を再考するよう勧奨する (urges)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ここ 3 年毎年 <u>15 頭を駆除</u>しているが、遺産海域の根室海峡に来遊する個体数は減少しておらず、また、それが属する Kuril substock 個体群も 2007 年から増加傾向にあるため、<u>現在の採捕頭数を駆除しても個体群動態に与える影響は無視可能(negligible)</u>である。 また、最近 5 年間の羅臼町を含む根室海峡における鰐脚類による漁業被害額は各年 1 億円を超え、遺産登録時に比べ大幅に上回り、漁業の存続を脅かす水準に達しつつある。 採捕以外に漁業被害を減少させるためにとり得る方法としてトドの来遊状況に応じた漁網の設置変更や漁具の強化を試みているが、被害の減少には至っていない。 これら 3 点から、我々は、<u>当該遺産地域内の海域管理の目標である、海洋生態系の保全と、持続的な水産資源の利用による安定的な漁業の営みを達成するため</u>、トドの絶滅危惧亜種のうち根室海峡来遊群に対するモニタリングをしつつ駆除を継続する。また、来遊群の起源、地理的な広がりや交流状況に関する知見を引き続き集積していく。 	<p>【決議項目 4】 鰐脚類による継続中の沿岸漁業被害の報告、及び、非致死的対策が被害削減にまだ効果を発揮していないという結論に留意し、当該国に、漁業被害軽減における効果の観点から駆除継続の正当性の説明を要請し、本亜種に関する正確で包括的なデータはまだ欠如していることを考慮し、管理のためにそうしたデータが提供されるまでは予防アプローチに基づいて、<u>トドの現在の駆除レベルを見直すよう強く促す(urge)</u></p> <p>【決議項目 5】 <u>管理計画及び多利用型統合的海域管理計画においてトドのモニタリングや管理の詳細が欠如していることに懸念を持って留意し、当該国に、確実に、これらの文書がさらに強化され、トド個体群管理に対して予防的アプローチを反映したものとなるよう要請する</u></p>
<p>【決議項目 4】 締約国に対し、トドの個体群の保護を確保するために、漁業の管理について近隣の締約国と連携することを奨励する (encourages)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国のトド管理は、オホーツク、千島列島、サハリン等各地の繁殖場や上陸場でのロシアとの共同調査で得られた個体数推移に留意する設計となっている。現在も、<u>ロシア繁殖地でロシアとの共同調査を毎年実施してトドの人口学的パラメータの収集に努めている</u>。集積しつつある個体群構造と動態に関する知見を利用して、<u>個体群動態モデルに基づくトド個体群管理スキームの確立に取り組んでいる</u>ところである。 根室海峡に分布するスケトウダラはロシアが主張する専管水域との跨界性資源 (straddling stock) であり、両国の漁業が個別に利用・管理を行っている。資源状態や生物学に関する情報を、毎年行われている「日露二国間漁業専門家交流」の機会を利用してロシア側と交換している。 	<p>【決議項目 3】 日本とロシア連邦がロシア内のトド繁殖地において実施した共同調査、及び両国による、本亜種の管理に資する個体群動態モデルの開発計画を歓迎し、<u>結果が提供可能になり次第、世界遺産センターに提出するよう要請する(request)</u></p>

[対応案]

- 水産庁及び、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構等に協力依頼。
- 令和元年（2019 年）8 月 7 日開催予定の「トド管理ワーキンググループ検討会」で議論。
- 科学委員会から、正式依頼。